

奈良県告示第三百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、国土交通省から次のとおり土地立入りを実施する旨の通知があつた。

平成二十九年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

紀伊山地特定緊急砂防事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

吉野郡十津川村大字内原七一九番一及び七二二番

四 立ち入ろうとする期間

平成二十九年二月一日から同年三月三十一日まで